

水産政策審議会企画部会
第 1 0 7 回議事録

水産庁漁政部企画課

水産政策審議会第107回企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 令和6年4月17日（水）14時00分

閉会 令和6年4月17日（水）16時02分

2. 出席委員（五十音順、敬称略）

（委員）阿部 絹子 神吉 佳奈子 佐々木 貴文 武井 ちひろ

橋本 博之 波積 真理 細谷 恵 町野 幸 山本 徹 渡部 完

（特別委員）井出 留美 釜石 隆志 窪川 かおる 後藤 理恵 齋藤 広司

佐々木 ひろこ 関 いずみ 関 義文 塚本 哲也

深川 沙央里 前田 若男 結城 未来

3. その他出席

（水産庁） 山口漁政部長 魚谷資源管理部長 坂増殖推進部長

河嶋企画課長 中村計画課長

4. 議 事

別紙のとおり

水産政策審議会第107回企画部会
議事次第

日 時：令和6年4月17日（水）14:00～16:02

場 所：農林水産省8階 水産庁中央会議室
（東京都千代田区霞が関1丁目2番1号）

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

- （1）令和5年度水産の動向（案）について
- （2）令和5年度水産施策（案）について
- （3）令和6年度水産施策（案）について（諮問第440号）
- （4）その他

4 閉 会

○企画課長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から、水産政策審議会第107回企画部会を開催させていただきます。

私、水産庁企画課長の河嶋でございます。本日の事務局を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の企画部会は、委員及び特別委員にはウェブ会議システムを併用しながら御参加いただく形で開催させていただいております。

御発言の際、会場御出席の方におかれましては、事務局の方でマイクをお持ちいただきますので、挙手していただき、それから御発言をお願いしたいと思います。オンラインで御出席の方におかれましては、御発言の際には、ウェブ会議システム上で「挙手ボタン」をクリックし、発言の意思表示をして指名の後に御発言いただきますようお願いいたします。

御発言されるまでは、音声はミュートに設定していただき、御発言の際にミュートを解除して、御発言いただきますようお願いいたします。

音声トラブル等がある場合にはウェブ会議システムのチャット機能で事務局までその旨をお知らせください。

それでは、開会に当たりまして、水産庁漁政部長の山口より御挨拶申し上げます。

○漁政部長 皆様こんにちは。漁政部長の山口でございます。

水産政策審議会企画部会第107回の部会になりますけれども、開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず、皆様、本日御多忙にもかかわらずこちらに御足労いただきまして、又はウェブの方でも参加していただきまして、大変ありがとうございます。

今日は雨が降るという天気予報だったものですから、ちょっと心配していたんですけれども、むしろきれいに晴れまして、また暑いくらいの天気ということで今度は逆に今年1年の漁獲を考えますと、どうしてもやはり近年の温暖化ということが気になります。こういったところやはり年々状況がひどくなるというか、そういうところが非常に心配なところでございます。

本日、これまで企画部会の皆様から御意見を頂きました点を踏まえまして作成いたしました水産白書の本文、これを2回目おかけしたいと思っております。令和5年度の水産の動向、それから令和5年度に講じた施策、令和6年度に講じようとする施策、こちらをお示ししております。

9月に作成方針をお諮りいたしまして、12月に骨子、それから2月に本文案ということで、これまで3回の御審議いただいていたところでございますけれども、3月で令和5年度が終わりまして、対象とする期間も完全に終わりました。今回、できれば中身として確定させてまいりたいと考えてございますので、是非幅広い観点からの御議論を頂きまして本日一定の取りまとめをしていただければ幸いと考えてございます。

では、よろしくお願いいたします。

○企画課長　ありがとうございました。

続きまして、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第1項の規定により当審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は、委員11名中、オンラインでの出席を含めまして10名の方が御出席されており定足数を満たしておりますので、本日の企画部会は成立していることを御報告いたします。

また、特別委員は15名中、オンラインでの参加を含め12名が御出席されております。

続きまして、当審議会の議事の取扱いにつきまして御説明いたします。

水産政策審議会議事規則第6条の規定により会議は公開で行うこととなっております。

また、同規則第9条第1項及び第2項の規定により議事録を作成し、縦覧に供することとされております。

会議終了後、委員の皆様には議事録を御確認いただいた上で、水産庁のホームページに掲載して公表させていただきますので御協力をお願いいたします。

さらに、農林水産大臣からの諮問を受け、本日、御審議させていただく令和6年度に「講じようとする施策」につきまして、水産基本法第10条第3項の規定によりまして当審議会の意見を聴くこととされており、その議決については水産政策審議会令第6条第6項に基づき定めた水産政策審議会議事規則第11条第3項により、当部会の議決をもって審議会の議決とすることができるとされておりますので併せて報告させていただきます。

それでは、本日の配布資料の確認をさせていただきます。

まず、1枚の議事次第がありまして、それに続いて資料1で委員名簿、1枚紙です。その次に資料2で、「令和5年度水産の動向」という分厚いものがあって、資料3、「令和5年度に講じた施策」なんですけれども、資料2と資料3は最終的には一つの冊子になるので、ページは通算になっています。

その次に資料４で「令和６年度に講じようとする施策」、資料５、最後ですけれども、概要で、水産の動向と水産施策の概要があります。という５点になります。

皆さん、お手元にちゃんとありますでしょうか。足りないものがあれば周りの事務方に申し出てください。

では、ここから佐々木部会長に議事進行をお願いいたします。

○佐々木部会長 佐々木です。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

本日の議題ですけれども、資料２及び資料５の「令和５年度水産の動向（案）について」、そして資料３の「令和５年度に講じた水産施策（案）について」、そして資料４の「令和６年度に講じようとする水産施策（案）について」の三つとなっております。

本日の企画部会ですけれども、１６時までの予定となっておりますので、皆様方の議事進行への御協力をお願いしたいと思っております。

資料ですけれども、事前に各委員に配布されておりますので、事務局からの説明は簡潔をお願いしたいと思っております。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

○企画課長 企画課長の河嶋です。

では、資料に沿って説明させていただきます。

まず、資料２「令和５年度水産の動向（案）について」ですけれども、前回からの追加、修正とかの箇所を中心に説明させていただければと思います。

まず、最初の１ページですけれども、目次があって、その次の１ページ目なんですけれども、「はじめに」を入れています。これは例年入れるもので、「はじめに」を入れさせていただきました。海業が特集というのも含めてイントロダクションを書いています。

それから、全般的に統計等更新可能なデータ等について更新しております。

中身ですけれども、まず３ページ目をめくっていただきまして、「特集 海業による漁村の活性化」についてですが、最初の３ページ目の冒頭で、海業の定義や意義をハイライトして記載するとともに、海業のイメージがつかみやすくなるように写真で分かるようにしています。

四つの主な取組内容ということで、食堂で食べる、買う直売所、体験する、泊まる、この四つが分かるように写真で入れて、あと最近作った海業のポスターを入れていますので、こういう形で海業というのはこういうものと、意義のところでポイントとして地域資

源を最大限に活用するというのと、海業によって地域の所得と雇用の機会の確保を目指すというのをしっかりとうたって、これが海業ですということを分かるようにしております。

それから、9ページ目なんですけれども、下の方のイの「漁村が有する多面的機能」について、図表だけではなくて本文の中で役割や意義を丁寧に記述するようにしました。前回、委員から御指摘を頂いて、その中で、漁村は新鮮な水産物、豊かな自然環境、親水性レクリエーションの機会等の都市と地方の交流の場を提供していることというような多面的機能が、海業にもつながるものであるということを示唆するような記述も追記しているところです。

続きまして、12ページ、コラムで「内水面における多面的機能の発揮に資する取組」を追加しています。

それから、ちょっと飛んでもらって23ページなんですけれども、23ページの上、図表特-2-1というところで、「漁港の用地を活用した陸上養殖の取組」というところですが、下のところの注で、魚類養殖、藻類養殖などの内訳を記載しております。

それから、同じく23ページの下「海業の先行的な取組事例」なんですけれども、この中で事業主体が分かりにくい箇所がございましたので、主語を明確化して分かりやすくするという、前回に委員の方から意見がございましたので、そのようにさせていただいています。

それから、32ページ、35ページ辺りなんですけれども、海業の先行事例の中で前回お示した案では、一番上の見出し、括弧書きの中が〇〇漁港となっているものと実施主体が株式会社ゲイトとか、有限会社丸徳水産とか、そういう漁港名と実施主体名が混在していて分かりにくかったので、場所ということで、〇〇漁港とか市町村名とかに統一しております。委員からの御意見を踏まえて場所に統一しました。

それから、37ページ以降なんですけれども、「海業推進のための施策等」の中で、水産基本計画等において、海業と浜プランに関する記述があるんですけれども、その記述されている内容を追加するとともに、次のページの図表特-2-2のところで、水産基本計画の中で具体的に海業に関する、あるいは浜プランの中で記述を具体的に抜き書きしているところ です。

それから、ちょっと飛んで46ページです。

「漁港施設等の利活用環境の改善」というのを新しく追加したんですけれども、与党の部会で意見をいただきました。ここのエの部分を追記しています。

それから、同じく46ページの42行目最終行からですが、おおむね500件の海業等の取組の成果目標や海業の普及啓発の取組の推進の必要性といったところを追記しております。

それから、50ページです。

「漁村における海業推進に向けた環境整備」というところで、避難経路の整備とともに、避難・安全情報伝達体制の構築等の推進、あるいは良好な漁村の景観形成に資する施設等の整備の推進について、これも前回の企画部会で気仙沼の話の意見がありましたので、それを踏まえてこういったところを記述しております。

以上が、特集です。

続いて、「第1章 我が国の水産物の需給・消費をめぐる動き」のところで、飛んで62ページになります。

「ウ 水産物の消費拡大に向けた取組」、それから68ページの「エ 水産物の健康効果」というところです。これは順番を変えました。「さかなの日」をもっと前の方に書くべきだという意見を前回頂いたので、そういうことでウとエの順番を変更して、ウの中で冒頭に「さかなの日」の取組の推進というのを書くようにしています。

それから、同じく62ページ、「さかなの日」のコンセプトに関して、前回の企画部会で書き方が、適切な水産資源の管理の取組等から魚を選択して食べることがSDGsにおける持続可能な消費行動である、というような記述で適切な水産資源の管理が達成されていて何も課題がないように見えるというような意見があったので、書き方を変えて、9行目からです。「水産資源は元来持続可能な資源であり、」の後です。「我が国では水産資源の管理の高度化に取り組んでおり、また養殖業においても持続可能な生産を推進しています」と、現在進行形でやっていると。「このため、このように適切に漁獲・生産された魚を選択して食べることは、SDGsにおける持続可能な消費行動であるため」というふうにして、まだまだ取組が現在進行形だというのが分かるように記述して、そういうことで「さかなの日」のコンセプトの記述について、より適正化を図りました。

それから、64ページです。

「もっと美味しく！もっと楽しく！「さかなの日」の取組」の事例で、シーフード料理コンクールの事例を追記しています。

それから、めくっていただきまして、66ページです。

「消費者のニーズに対応した簡便性に優れた商品開発等」の事例を追記して、マイナス特性を解消する商品開発の事例を紹介しております。

それから、69ページです。

69ページはこちらの企画部会での御意見で、食物繊維の健康効果において水溶性の食物繊維の記述を追加しました。

次の70ページで、図表1-13で、ここで消費者庁からの意見があったので、この図表1-13の一部を見直しております。

以上が、第1章です。

続いて、「第2章 我が国の水産業をめぐる動き」についてですけれども、84ページになります。

前回の企画部会で御意見を頂いて、我が国の漁業の変遷も含めて書いてほしいとあったので、水産白書は毎年度の水産動向を報告するものなので、これまでは当該年度の状況とか前年度との比較を中心とした記述にしていたんですけれども、御意見を頂いたので、今年度は我が国漁業の変遷の概要をさらりとですけれども、冒頭で記述するようにしております。

それから、90ページ、91ページです。

基幹的漁業従事者が65歳未満の個人経営体の漁労所得の項目を追加して、この経営体の経営状況の推移を図表2-8で追加しております。これも企画部会の御意見を踏まえてです。

それから、95、96ページです。

魚粉代替飼料の技術開発の状況を追加しております。「例えば低魚粉養殖用配合飼料については、昆虫や単細胞生物が魚粉代替原料となり得る研究成果が得られたところだ」というのを前回の企画部会での御意見を踏まえて追加しております。

それから、96ページです。

これも企画部会での御意見を踏まえて、給餌養殖と無給餌養殖の支出構造の比較ということで、図表2-15を追加しております。

それから、103ページです。

浜プランについて、諫早市小長井地区地域水産業再生委員会の、これは優良事例になりますが、これを追加しています。毎年優良事例を入れているんですが、今年は当地区を入れているところです。

それから、106ページ、「（コラム）新規就業者の新漁法による経営効率化や水揚額向上の取組」というのを、これは意見とか出ていませんが、追加しています。

それから、122ページです。

これも事例です。「サーモンの陸上養殖の取組」、前回空白になっていましたけれども、これを入れました。

以上が、2章です。

続いて、第3章です。「水産資源及び漁場環境をめぐる動き」についてです。

140ページ以降、140、141ページです。

ここで、今年3月に策定された新たなロードマップの記述と図表3-7、142ページです。新たなロードマップの表です。前回では具体的には入れていなかったのですが、これを追加しています。

あと前回の企画部会での御意見を踏まえて、このロードマップの方で、令和5年度までの達成状況というのをロードマップの記載を基に書いています。

それから、141ページで、資源管理の推進に当たっては漁業者等の理解と協力を得た上で実施するという旨を前回の企画部会での意見を踏まえて記述しております。

それから、ちょっと飛んで160ページです。

（5）の「漁場環境をめぐる動き」、「ア 藻場・干潟の保全と再生」でブルーカーボンの重要性について、これも前回の委員からの意見を踏まえて追記しています。

次の161ページで、写真ですが、これも前回の委員からの意見があったので、取組の写真を発言された委員の先生にも確認して入れています。

続いて、163ページです。

これも前回の企画部会での意見を踏まえて、兵庫県や香川県における栄養塩類管理計画の策定状況を追記しています。

164ページです。

これも前回の企画部会で委員から御意見があったので、エの「気候変動による影響と対策」の冒頭部分で気象庁の発表に従って「令和5年の我が国近海の平均海面水温は統計開始以降最も高い値となった」ということを追記しています。

それから、飛んで174ページです。

事例です。「廃漁網の資源循環に向け漁業者と企業がタッグ」という事例を追加しています。

以上が第3章です。

次から第4章です。

「水産業をめぐる国際情勢」ですけれども、ここは最近の動き、地域漁業管理機関の会合の結果とか、二国間の漁業協定の交渉の結果を踏まえた記述に更新しております。

次は第5章です。

「大規模災害からの復旧・復興とALPS処理水の海洋放出をめぐる動き」です。

ちょっと飛ぶんですが、206ページです。

「ALPS処理水の海洋放出をめぐる動き」になっていますけれども、ここの図表5-10の体裁というか様式を前回の企画部会での委員からの意見を踏まえて見やすいように修正しています。

それから、209ページです。

トリチウムのコラムですけれども、これも前回の委員からの意見を踏まえて、構成とか記載内容を全面的に見直して、資源エネルギー庁さんのウェブサイトの図を基にして分かりやすく記述しています。委員の方からの意見を全面的に盛り込んでいます。

続いて、212ページ、213ページで、「国内における水産物等の動向」で直近の状況を踏まえて、ALPS処理水の海洋放出後の国内における水産物等の動向を追記しています。

それから、214ページです。

「国内消費拡大に向けた取組」のところで、214ページの下の方です。直近の状況を踏まえて、国内消費拡大に向けた取組の記載も更新しております。

すみません、1個忘れていました。

ちょっと戻ってください。210ページです。

前回の企画部会での御意見を踏まえて、イの「ALPS処理水の海洋放出とその影響」のところで中国等の輸入停止措置だけではなくて、他国、具体的にはアメリカ、EUなどですけれども、好意的な評価をしてくださっているので、そちらの方もきちんと書くべきであるということで追記しています。

それから、216ページに飛んでください。

ここから前回の企画部会では書ける内容が固まっていなかったのも、「令和6年能登半島地震からの復旧・復興」のところは空白にしておりましたが、今回入れました。10ページぐらい記述を入れています。

地震の被災状況について、今回の地震の特徴である地盤隆起によって漁港の利用とか漁業の操業に大きな支障が生じたというのを複数の写真付きで分かりやすく示すとともに、関係団体の方が被災地支援をいろいろ取り組んでもらっていますけれども、そういう取組の内容とか、被災地の復旧・復興に向けて政府としてどういう取組をしているかを書けるだけ書いております。

以上が、動向の本体です。

最後に、227ページ、228ページに、これは例年なんですけれども、その年度の農林水産祭の受賞者の事例を紹介しているページが後ろに付いています。前も付けていましたけれども、引き続き付けています。

以上が動向編になります。資料2です。

続いて、資料3、「令和5年度に講じた施策」についてですけれども、これは資料3、資料4は新しく入れたところなんですけれども、まず資料3は先ほども申し上げましたが、通しページになっていまして、229ページ以降なんですけれども、昨年度の「令和5年度に講じようとする施策」というのを昨年にお諮りして決定していますけれども、これを踏まえて過去形にして、講じた施策ということでここに入れています。

この中で、1点、一番最後の253ページになりますけれども、「水産施策の主なK P I」というのがあるんですけれども、これは今までは資料2の動向編の一番最後に付いていたんですけれども、「水産施策の主なK P I」は施策のK P I だから5年度に講じた施策の後ろに付けるのがより適切だろうと、こちらの令和5年度に講じた参考資料という位置付けで、資料3の一番最後に移動しています。

続きまして、資料4、「令和6年度に講じようとする施策」ですけれども、これも前年度までと同様に水産基本計画の構成に沿って新しく作成したものであります。

続いて、資料5、概要ですけれども、本文案を踏まえた形でダイジェスト版というので新しく作ったものになります。

私の方からは簡単ではありますが、以上です。

○佐々木部会長 御説明、ありがとうございました。

それでは、委員の方々から御質問や御意見等を伺いたいと思いますけれども、時間の関係から二つのパートに分けて質疑を進めたいと思っております。

まず最初は資料2の「特集」、そして「令和5年度水産の動向」の第1章から第5章及び資料3の「令和5年度水産施策」（案）について、また資料5の「概要版」についても御意見を頂きます。

次に、諮問事項でもある資料4の「令和6年度水産施策」（案）についての御意見を頂くことにしたいと思います。

そして、1、2というのを踏まえまして事務局から御回答を頂くということにしたいと思います。

それでは、一つ目のパート、資料4の「令和6年度水産施策」（案）以外のものについて、皆様から御意見を頂くということにしたいと思います。

先に会場に御出席いただいている委員の皆様方、次にオンラインで御出席の方の順番で私の方から御指名したいと思います。

オンラインで御発言を御希望される方は挙手ボタンをクリックしてお知らせいただきたいと思います。

発言者の方はこちらで順番に指名いたしますので、指名後にマイクのミュートを解除していただきたいと思います。

それでは、よろしいでしょうか。

早速ですけれども、まず1番の令和6年度の以外の部分ということでございます。

結城委員、お願いいたします。

○結城特別委員 前回の企画部会の意見をかなり吸い上げ、更にバージョンアップし、資料もお写真も豊富などとても読みやすい良い白書になったと思っています。とても感謝しております。大変御尽力なされたのではないかと思います。ありがとうございます。まず御礼申し上げます。

感想としていろいろ申し上げたいこと、すばらしいなと思うところが多々あります。例えば特集の最初の表紙部分。ほかの委員からの御意見も含めて吸い上げていただきました。コラムの形で冒頭に「海業とは」の意義や例を入れていただいた上で、イメージしやすいようにお写真を並べていただきましたので、最初の特集の表紙としてこの後に読者が読み進めたい、どうなっているんだろうという期待感、モチベーションを上げるのに大変良いページを作っていただけたなと思っています。

私の細かい御提案に関しても、例えば第5章の206ページのA L P S 処理水の表など、大変きれいに仕上げていただきました。

209ページのトリチウムについての説明部分もコラムとしてとても分かりやすくなりましたので、今後学校や企業様、あるいは漁業関係者の方々の御説明や参考資料としてこれを御活用いただけるのではないかと期待しております。どうもありがとうございました。

全体的にとってもいい内容だと思っているのですが、微調整を3か所だけお願いというか御検討いただければと思っています。

まず、先ほど申し上げました3ページの特集の表紙部分です。とてもいい形でアイコンのような囲みで「海業とは」「意義」、それから「例」を記述していただいたんですが、2か所、微調整を御検討していただきたいと思っています。まず、「水産基本計画と漁港漁場整備長期計画」の記述が目立つ位置にあります、パッと見たときに「これは何のためにあるんだろう」と、意図が伝わり辛くなっています。「による」とか「からを参考に」などの言葉を添えて、頭からではなく、文の後半に下げてください、文字をもう少し小さめにしていただくと意味が分かりますので、少々この括弧の意味合いを持たせるために、位置、書きぶり、あともう少し文字を控えめにしていただくことなども御検討いただければと思います。それが1点です。

それから、もう1点が、「漁業の意義」です。先ほど、「目指すもの」ということで丁寧に記述していただいたという御説明がありました。もちろん、丁寧に記述していただくのは素晴らしいことだと思います。ただ、4ページ以降にも詳細な記述、御説明がありますので、この部分はもう少し短くてもいいかなと思っています。

つまり、文章も言葉も長くなればなるほど伝わりにくくなるものです。本当に伝えたいことは、短くした方が伝わりやすいんですね。なので、少々枝葉を落としていただくことを御提案いたします。

例えば、メモしていただかなくて結構です。後ほど文章でお送りいたしますので、聞いていただきたいのですが、例えば、「漁村の人口減少や高齢化等、地域の活力が低下する中、地域資源を最大限に活用し、価値を高めることでの所得向上と雇用機会の確保」というふうにしていただくと、シンプルで、しかもぱっと見たときに伝わりやすいのではないかと思います。もちろんこの文章のままでなくても結構なんですが、これぐらいの文字量に圧縮していただくと伝わりやすいと思いますので、少々御検討していただければと思っています。これが2点目です。

3点目は、非常に些細なことで大変恐縮なんですけれども、225ページの能登半島の被害の被災後と復旧作業の状況をビフォーアフターで写真を並べて載せていただいている部

分についてです。こういうやり方は私個人も大好きですし、分かりやすいのでとてもいいと思います。

ただ、いつも思うのですが、災害の後は晴天になりがちですので、どうしても青空が目立つ写真になりがちなのです。ただそれでは本当に伝えたいことが伝わりにくくなると思いますので、ビフォーもアフターも、この写真の上部の空の範囲を少々削っていただいてはいかがでしょうか。そうすれば、もう少し伝えたいことにフォーカスしたお写真になりますし、ビフォーアフターが分かりやすくなると思います。ぜひ、印刷業者さんにこの辺りをご相談いただければと思います。

それから、復旧作業の様子はどうしても黒い土の色が目立つため、写真全体が暗く見えがちです。前向きな取組のお写真ですので、これも印刷業者さんに少々露出を上げてもらうようにリクエストをかけていただければいかがでしょうか。そうすれば、地面の部分が見やすくなりますし、復興・復旧の前向きなお写真ということが伝わりやすくなるのではないかと考えています。この辺りも御検討いただければと思います。

とにかくとてもいい形になっていますし、私個人的にも出来上がりをととても楽しみにしています。この微調整だけ御検討をよろしくお願いいたします。

○佐々木部会長 ありがとうございます。

それでは、渡部委員、よろしくお願いいたします。

○渡部委員 内水面漁連の渡部でございます。

私の方からまず一つは、お礼方々、12ページのところに内水面の関係のことを取り上げていただきましてありがとうございます。

農水省等につきましては、内水面の漁業についてはここにも記述がありますように、やはり海と森とをつなぐ、それが川でありまして、川を行き来する魚もたくさんいるというようなことで、こういう取り上げをしていただいております、誠に有り難いと思います。

ほかの役所なんかでは、海で何か大きなプロジェクトがあるというようなことがありますときに、海の方の方々が全てオクケーされているからもう川の方はいいんじゃないかと、具体的に申し上げますと、今、洋上風力が非常に問題になっております。

そういうことについてはあれは経済産業省なんですけれども、川と漁協、何の関係があんねんというようなそういう姿勢でございますので、やはり海から上ってくる魚、また下っていく魚というものがあるわけでございますから、そういう点も考えたときに今日こうやって12ページに取り上げていただいて、ちなみにここは2年前に兵庫県で全国豊かな海

づくり大会があったときに表彰していただいたところでございまして、書いておりますけれども、地元にも水産高校がありまして、もちろん遠洋漁業等の実習なんかが中心になっているんですけれども、常々こういう川の漁場、環境整備についても共に取り組んでいるというような例でございます。誠に有り難かったということでございます。

それとこれはどこの箇所とかいうことじゃないんですけれども、毎年こういう水産の白書を出されておるということで、この中にやはり水産業を取り巻くことについてもやはりどんどんどんどん活発化してくる。体験型の観光的なそういう水産業というものも取り上げられておりますし、また魚を獲ってそれを消費地に運ぶというようなこともそれ本来の水産業のことも順調にこういうふうに進化した例があるというようなことも記されているわけなんですけれども、その中で、一頃は今から20年くらい前は今の水産業だけじゃないんですけれども、その背景にあるもの、どうしてこう水産業もやはり活発になってきてインバウンドの人も地方にまで出かけていくかということになると、それは日本が治安のいい国ということもあるかも分かりませんが、ここ20年くらいの間で、やはり新幹線が通った。それと高規格道路がどんどん整備されたという背景があると思います。

先ほど20年ほど前と申し上げましたけれども、そのときには道路を造るとか、新幹線を人がほとんど住んでないところに通すというようなもうそんなばかげたことはやめておこうというようなそういう風潮でありました。

しかし、それが災害なんかがたくさん起こるようになって、国土強靱化がうたわれ始めてそういう高規格道路だとか新幹線だとか、そういうものが地方にもどんどん増えていったというようなことでございますので、そこに対する記述というのもやはりそれが背景にあるのではないかというように思います。

それは水産業だけではないと思います。観光に関すること全体をとらえてもそういうことが言えるのではないかというように思いますけれども、やはりそのメリットというものは大きいのではないかというように思います。

その辺はいつかの時点でちょっと、今までもそれはうたわれておったのかも分かりませんが、その辺ちょっとまた記述していただけたらなというように思います。

以上です。

○佐々木部会長 どうもありがとうございます。

それでは、ほかの委員、いかがでしょうか。

武井委員、よろしくお願いいたします。

○武井委員 魚料理教室をしています武井です。

44ページ、45ページです。44ページの方からです。

海業推進のためのポイントが前回に比べてすごくかみ砕いて分かりやすく記述されているのでありがとうございます。

44ページの10行目、地域外の民間企業との連携、これは多分あえて地域外としたとは思いますが、漁村にはもう既に魚屋さんとかもおりますので、既に中にいる魚屋さんの思いというか、それもくんだ上で地域内外の民間企業との連携などというふうにはできないかと思います。

私の意見を聞いた上でも地域外がいいというのであれば、外でいいかなと思います。思いはよく分かりますので。

45ページいきます。13行目、地域全体の将来像を踏まえた海業の計画づくりの更に2行下、「地域住民が主体的な意識を持ち、」のこの地域住民の中に若い世代とか子育て世代の家庭層などというような将来を担う、将来の漁村を担う若い世代も含めての協議であるということをもう少し加えてもらえると有り難いかなと思います。漁村はやはり高齢化が高いので、あえてもうちょっと地域住民というのを広げて詳しく書いていただきたいなという思いがあります。

最後です。62ページ。

「さかなの日」は目立つようになったと思いますが、図表1-12が、これは家庭における内食に関する、子育て世代の消費嗜好動向だと思うんですが、その消費拡大に向けた取組という記述の中に、どうしても外食産業だったり、あとは中食、魚惣菜の販売ということは書いてあるんですが、家庭における内食における取組というのがもうちょっとどこかに記載されていないと国内の市場規模というのは内食が外食の3倍ぐらいあるはずなので、コロナ禍でちょっと変わりましたが、内食における消費拡大に向けた取組についてももうちょっと記述してもらえると有り難いかなと思います。

3点、お願いします。

○佐々木部会長 どうもありがとうございます。

それでは、細谷委員、よろしくお願いいたします。

○細谷委員 消費者の方の情報提供、71ページに記載していただいております、どんなに準備しても法をくぐるといいますかそういった業者が出てくるというのはあると思います。それが72ページの一番上の行の貝類、多分2年前2022年の熊本で起きたアサリの記載

をされていると思います。こういった貝以外でも蓄養の期間を省かなければいけない養殖はないのだろうかということと、それと養殖が非常に増加していて、養殖で注意しなければいけないのは、専門家の先生方がいらっしゃるので私が言うのもあれですが、残留の薬等のことだと思います。

畜産では例えば鳥とか豚とか、そういうのは大量に殺処分したという話は聞くんですが、あまり養殖でそういったことというのは聞いたことがないので、本当はないのだろうか。

養殖が増えていく中で、例えばエコラベルのマリン・エコラベル、後に記載がございすけれども、流通している魚の中で今取り組まれている、取組をされてこれから拡大というところだと思いますが、正直このマリン・エコラベル等々が市場に出回っているというような感覚があまり私にはないです。

私が活動している主婦会館の1階のラウンジでたまたま展示を見ました。こういったマリン・エコラベルというのが少しずつ増えてきているんだなと。ただ、流通における比率みたいなものが何もなく、どのぐらいの比率で出回っているんだらうなという指標がないと、消費者はそれを知ることができなくて、選択することができないというふうに思います。

ですので、これからの拡大の傾向であると思いますが、実際どのぐらい流通しているか。流通しているものの何パーセントがそういうものなのかというのを是非記載していただきたいなと思いました。

また、認証というのは改ざんとかほかでもいろいろありますので、全て信用できるかというとなかなか難しいところはあると思います。ただ、やはり新規参入のところでベンチマークではないですが、こういうふうにとったらできるよというのが規格の在り方だと思いますし、また更にその活動を継続するということも規格の在り方だと思うんです。

ですので、参入がたやすいようにするというのと、継続性を応援するという何か施策を考えるべきかなというふうに思いました。

施策等につきましては、また令和6年度以降の様々な活動になるかと思いますが、1点修正としてはこの流通しているエコラベルと認証の比率などを載せていただければということがお願いでございます。

以上です。

○佐々木部会長 どうもありがとうございます。

それ以外、いかがでしょうか。

それでは、窪川委員、よろしくお願いいたします。

○窪川特別委員 頂いた資料を拝読いたしまして、素晴らしい資料で、どんどん厚くなりますけれども中身も充実していて、水産庁の実力はすごいなと感激したところです。

非常に細かいお話で大変恐縮なのですが、せっくなので、42ページのこの令和5年6月のガイドラインですけれども、これは案の状態でしょうか。それともこの後、もし白書が出るまでに何かこれに加えるようなことがあるのかどうかというのが一つです。

あともう一つは、54ページ、これはすごく小さくて申し訳ないですが、8行目の「近年は切り身の状態で売られることの多い」と書いてありまして、切り身の状態で売られるというのは大変恣意的な感じがしまして、これが原因と確定していないので、削除した方がよろしいのかなと思いました。

次は、これも加わるかどうか分からないですけれども、107ページの水産高校生に対する漁業就業の働きかけがよく書けていますが、もう一つ、水産研究・教育機構の水産大学校もあります。数としては水産高校の方が圧倒的に多いですし、取組も様々なされているので、水産高校は大変重要ですが、大学校もあるとどこかに一言加えられないかと思いました。

あともう一つですが、133ページ辺りですけれども、今も水産大学校のことで申し上げました水産研究・教育機構の研究なり調査なりが、ここの白書のバックグラウンドといいますか、いろいろなところに貢献していると思います。それを散りばめるのは大変ですし、その必要もないですけれども、せっかくここでその名前が出ていますので、URLを入れるとか、研究機構があることを強調していただいていいのかと思いました。

以上です。

○佐々木部会長 どうもありがとうございます。

では、ほかの委員、いかがでしょうか。

町野委員、よろしくお願いいたします。

○町野委員 毎日新聞の町野です。私からは4点ございます。

1点目は、3ページ目の海業のところなんですけれども、こちらは私も大変分かりやすくしていただいていたと思います。特に、海業の例というところと、あと地域資源の1例ということで、ここまで具体的にばしっと書いていただくと、大変小さいお子さんとかにも分かりやすいかなというふうにも思いました。

あともう1点、こちらもありありがとうございました。「さかなの日」の説明の記述を工夫していただいて、このように適切に漁獲・生産された魚を選択して食べることが、という前提付きにされたということで、資源管理の必要性も示すような表現になったのではないかなと思いました。

ちょっと私からの意見で、能登半島地震からの復旧・復興の225ページの最後のくだりなんですけれども、こちらは記述に特に異論があるというわけではないんですけれども、せっかく海業の重要性を特集でも押しているというところなので、正にこの能登の復興というところ、被災地の復興、賑わいの創出というところに海業が関与、寄与していくと思いますので、そうした一言そういう海業が大事ですよというような記述を何か足されるといいかなと思いました。

最後に、72ページ目のところなんですけれども、イの「機能性表示食品制度の動き」というところなんですけれども、こちらはやはり紅麹サプリの問題が非常にあって、機能性表示食品制度の在り方が正に今議論されているところだと思います。

こちらが特に何か肯定したというような感じでもないんですけれども、15行目のところとか、消費者庁ウェブサイトでは、これらの届出の安全性や機能性の根拠等の情報についても確認することができます、というような記述もありますので、今正にこの議論が進展している中で、こうした記述というのが今後流動的になってくる可能性もありますので、このイの欄自体を、個人的には余り機能性表示食品のところとして触れない、この記述自体を落とした方がいいかなと思うんですけれども、少し書き方を工夫していただければと思います。

私からは以上です。

○佐々木部会長 どうもありがとうございます。

それでは、波積委員、よろしくお願いいたします。

○波積委員 熊本学園大学の波積と申します。今日はどうもありがとうございます。

前回、気付けばよかったんですけれども、3ページのところで、海業の例で、漁港でのということで海業のビジネスというか具体的な事業については非常に詳しく事例が分かりやすく書かれていて、法律的にも書かれていてよく分かるんですが、そこでやはり漁港がそれを支えているというか、漁港が海業にとって重要な展開の場として提供しているというか、その場で展開されているというふうなことがちょっとずっと後ろで出てくるんです

けれども、どこか法律のところでも、ちょっと何か書いていただけないのかなと思ったんですね。

4 ページの15行目のところに、改正漁港漁場整備法という改正ができた。例えばこれによって、47ページのところに具体的な内容が書いてあるんですが、そのところをちょっと何かこっちの方にも少し前に持ってきてもらって、法律の改正によってこのように漁港が非常に活用されるようになって、活発化しているんだというような何かつながりがあるといいのかなというふうに思いました。

以上です。

○佐々木部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、関委員、釜石委員でよろしくをお願いします。

○関（義）特別委員 中身的な話ではないですが、確認させてください。水産動向と令和5年度の水産施策については概要というものを作成されていますが、この水産動向については国民の方が見る機会というのは水産庁のホームページに能動的に入っていかなければ見られないということによろしいですか。

その他に公になる部分はないですか。また、概要についてはどのような位置付けで作成されているのか。おおむね関係団体等の説明に使われるものと考えています。その中でいろいろ皆さんが中身についての御意見を申し上げていますが、作成に当たっては今まで見た方の意見とか要望とかは聴取されているものでしょうか。その辺も後ほど教えていただければと思います。

私の方では以上でございます。

○佐々木部会長 ありがとうございます。

お待たせしました。釜石委員、よろしくお願いします。

○釜石特別委員 大分、水産庁さんの御苦勞が見えるようになって、資料もそれからカラーバリエーションも見やすいものになったなというふうに思います。まず、御努力には敬意を表したいと思います。

それで私の方からは、113ページの漁船の事故のところの記述についてちょっと意見をさせていただきたいと思います。

中段の16行目に原因を列記されておるわけですが、こちらに書かれている原因は船が出港後のことが書かれています。令和5年度の漁船の事故を調べましたら、私の独自

の調べですと、船の出港前に検査をしていれば事故にならなかったのではないかというケースが実はたくさんあります。

記憶に新しいところだと、先月神津島で座礁した事故もその一つです。発航前に検査をしていればその原因が分かったのではなかろうかという部分があることが分かっていますので、事前の検査で事故も未然に防止できることがあると考えられますので、ちょっとここで発言した方がいいのか、それとも防止の取組のところで話した方がいいのかちょっと迷ったんですけれども、発航前の検査に関する記述もできれば加えていただければいいかなというふうに思った次第です。

それから、もう一つはこれは質問になりますけれども、154、155ページのところの「外国漁船等の監視・取締り」の部分ですけれども、こちらはずっと大和堆を特記しているように私は感じているんですけれども、実は水産庁さんはそれだけではなくて、オホーツク海近辺だったり、それから九州海域、それと山陰海域と大体大きくこの四つの部分で外国漁船の取締りを強化されているというふうに認識しています。

特に、オホーツク海では外国漁船が設置したであろう漁具の回収作業を一部民間漁船もしておりますけれども、取締船もされているやに聞いております。監視船も少し大きいものが配置されているように現場の乗組員から聞いておりますので、その記述をされないのは何か理由があるのかなと、もし理由があるのであれば教えていただきたい。

2点でございます。以上でございます。

○佐々木部会長　ほかにいかがでしょうか。

会場の方は以上でということで、次にオンラインで御参加の委員の皆様、「令和5年度水産の動向（案）」につきまして、いかがでしょうか。

○関（い）特別委員　東海大学の関です。

全体的に非常に見やすいですし、読みものとしても興味を引くような事例がたくさん載っていて、いろいろな人に読んでもらいたい、読ませたいという意思を感じさせる非常にすばらしい出来ばえになっているのではないかと思います。

1点気になったのは、3ページとか4ページのところで海業というのはこういうものだという説明がされているんですけれども、海業の主体は誰なのか、というところが不明瞭な印象を受けました。

事例とかを読んでいても、市役所とか役場がやるのかなとか、ちょっと誰が主体というのが見えづらい感じがします。いろいろなケースがあると思うので、一言では言えないと

いうのはよく分かるんですけども、やはり地域や漁業者が主体となるということが非常に重要だと思うので、そこがもうちょっと明確にならないかなと。

ずっと読んでいくと、43ページとか44ページに漁業関係者の役割や行政の役割というのが書かれているので、ここまで読むとこういう人たちが核になってやるんだなというのが分かるんですけども、もうちょっと最初のところでそれが分かるといいのかなというふうに思いました。

それから、すごく細かいところで申し訳ないですけども、10ページのところで図が出てきていますが、多面的機能について、上の絵と下に写真付きの説明があって、一つの図みたいになっているんですけども、上の絵と下の写真の部分で、何々の機能という言葉が統一されていないので、ここはそれぞれ言葉を一致させた方がよいのではないかと思います。

最後に、49ページのところで、海業の推進に取り組む地区として54地区というようなものが出てくるんですけども、この54地区は水産庁さんのホームページで一覧表になっていたかなと思うので、そのページのところに載っているよとか、URLとかそういうのがあると良いと思います。

以上です。

○佐々木部会長 どうもありがとうございます。

それでは、オンラインで御参加の委員の皆様、ほかにいかがでしょうか。

佐々木委員、よろしくお願いいたします。

○佐々木（ひ）特別委員 佐々木です。よろしくお願いいたします。

前回、私の方でコメントさせていただいた養殖の収穫量推移についての内容を組み込む形で漁労支出の構造のところにグラフを挿入していただきましてどうもありがとうございます。96ページになります。

とてもこれは分かりやすいなと思うんですけども、すごく細かいことで、例えば給餌養殖と無給餌養殖が多分一般の方にぴんと来ないというか、実際にどういうものがあるのか分かりづらいと思います。もちろん魚類と給餌の方には書いてありますので、無給餌は魚類以外だよねということなんですけど、じゃあ具体的に何かを小さくでも書いていただくと、より一般の方々に分かりやすいかなと思います。

一般的な食の業界にいる人間でも、この二つの違いは恐らく誰も分からないので、書いていただけるとより理解が進むと思います。

関連なんですけれども、「養殖用配合飼料価格の高騰」というところで中ほどでしょうか、ペルーのカタクチイワシの不漁等により価格は大きく変動してきましたとあります。もちろん不漁が前提なんですけれども、例えば去年、第1漁期にペルーはカタクチイワシを禁漁にしていたと思います。世界の20%以上の魚粉を生産しているペルーでそういうことがあったために、大きくコストが上昇してしまったと思います。

禁漁というところ、資源管理による価格変動だということでは書いていただいた方が水産庁さんとして今一生懸命、日本の漁業者さん全体もそうですけれども、資源管理を進めていかれる中で、他国でもこういうことがあるんだということが少しでも分かる例になるかなと思います。

そもそもこういう代替原料、低魚粉の飼料開発がどうして始まったかという、コストの面もそうですけれども、もっと言うと、今後手に入るのかという危機感がありだったというのはいろいろなところから聞こえてくるところです。

つまりそもそも日本人が食べている魚については魚の餌は魚なので、資源管理が進む中で、養殖魚の餌というものが本当に手に入るのかという危機感がいろいろなところで聞かれるところですので、そこは明確にさせていただいた方がよいのではないかと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○佐々木部会長 どうもありがとうございます。

オンラインで御参加の皆様、ほかにいかがでしょうか。

それでは、以上ということにさせていただきたいと思います。

では、今から「令和6年度に講じようとする水産施策（案）」についてということで、こちらに移りたいと思います。

では、会場の委員の皆様、いかがでしょうか。

町野委員、よろしくお願いいたします。

○町野委員 1点だけ細かいところなんですけれども、13ページ目の（5）の「水産業等への女性参画等の推進」というところにある「水福連携の優良事例を収集・横展開します」という表現なんですけれども、水福連携という言葉、農福連携もようやく少し知れてきたところで、聞いて分かる人というのが結構少ないと思うので、少し簡単にでいいので、枕詞をつけるなりして御説明された方がいいかなと思うのと、こちらは令和5年の実施した施策の中にも書いてあったんですけれども、ちょっと6年度の話ではないですけれども、

個人的にも大変こうした取組は興味深いと思いますので、今後白書の中で政策を振り返る際にも結構ページを割いたりして具体的な事例の紹介を見たいと思いました。

以上です。

○佐々木部会長 どうもありがとうございます。

オンラインで御参加の委員の皆様、いかがでしょうか。

井出委員、よろしくお願いいたします。

○井出特別委員 8ページの左下と右下、それから9ページ、10ページ、19ページに出てくるマーケットインという言葉、これはマーケティング用語で、マーケットインとプロダクトアウトが対になっていると思うんですけども、一般的にすぐ分かる用語ではない。専門用語かなと思ったので、どこかにマーケットインとプロダクトアウトの違いとか、ニーズ重視、ということを書き加えて入れてもいいのかなと思いました。1点目です。

それから、2点目は、15ページに出てくるソーシャルメディア、SNSで情報発信をしますということが2か所に書いてありました。実際に旧ツイッター、X、水産庁広報を見ると、2021年9月で更新が止まっています。水産庁広報のツイッターには「こちらのツイッターはフォローしても意味がないのでフェイスブックだったら毎日更新していますよ」と書いてあるのでフェイスブックを見に行くと毎日更新はしていないんですね。4月3日で最後になっています。毎日更新しないのであれば、その記述は外した方がいいですし、本当にやることをここに書いていただいた方がいいと思います。

もう1点、12ページと14ページ、外国人材のことが書いてあるんですけど「過度に依存しない」と書きながら「機械でできないことは外国人材にやってもらう」と書いてあって、もう少し尊重するような表現だといいと感じました。以上、3点です。

○佐々木部会長 ありがとうございます。

オンラインで御出席の皆様ほかはいかがでしょう。

それでは、最後もう一度、会場の皆様、もし何かございましたら。

では、前田委員、よろしくお願いいたします。

○前田特別委員 ものすごく上手に書けているなというふうに思うんですけども、実際にこのように書いているように動いてほしいなというふうに思います。

現場では、ものすごく厳しい状況が続いておりまして、養殖業なんかも稚魚の導入、また環境、赤潮で死んだりとか病気で死んだりとか、また餌がなかなか安く仕入れられなか

ったとか、確保できなかったりとか、今年はブリの価格が原価割れということで餌代よりも安く販売しなければならないような状況でした。

水産庁、国の方は、養殖業、成長産業化ということで推進していますけれども、餌さえも確保がなかなかできないような状況ですし、また今年もこのような安い売値で販売しなければならないと、本当に倒産するようなところがあるのでそういったところも気にかけてやってほしいなというふうに思います。

また、この栄養塩の管理のところでも、ノリの色落ち、イカナゴなんか今年、兵庫県ですけれども1日行って休業、また宮城県でも休業、三重県なんかもう5年も10年も休業していますけれども全然増えてこないというような状況ですし、また九州では赤潮が来て栄養が多いかなと思えば、ノリができないような貧栄養ということで、環境なんかは全く分からないような状況なので、環境調査をもっと徹底してやってほしいなというふうに思います。

また、遊漁船問題なんですけれども、遊漁船なんかもこの中には漁業者がこの遊漁で一つの利益を得られるようなことになっていますけれども、漁業者の遊漁船業者はいろいろと資源管理とか守ってやってくれていますけれども、組合に入っていないような遊漁船業者は禁漁区に入って釣りをしたりとか、結構邪魔をしてくれるとか、そういったところもあるので、今はほぼ県が管理してやっていますが、県だけでなしに国も一緒になって管理これをしてやってほしいなというふうに思います。

この中に書いていますけれども、漁業と一環性のあると書いてありますけれども、本当に遊漁船業も漁業の一環として、漁業としても入れてもらえればなというふうにも思ったりもします。

また、プレジャーボート関係のことはあまり書いていませんけれども、プレジャーボートも本当に漁港とか港湾とかそういうところに勝手につないで、そして台風とか来たと思ったら船が沈みそうになって、これが誰の船かと調べてもなかなか調べられないというような状況なので、プレジャーボートとかでも買うときにでも国とか県とか市とかそういったところにちゃんと登録して買えるような状況を作ってほしいなというふうに思います。

令和6年度の施策については上手に書いているので、これでいいと思いますけれども、どうかよろしくお願いします。

○佐々木部会長　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは以上ということで、事務局の方からこれまでの委員から頂戴しました御質問に御回答をお願いしたいと思います。

○企画課長　たくさんの御意見ありがとうございました。

結城委員から、３ページの記述について、水産基本計画と漁港漁場整備長期計画という括弧書きが、書いている位置とか文字の大きさとか、書きぶりも含めて工夫できないのかと、書きぶりを工夫してみたいと思います。

二つ目の、海業の意義の部分が３行びっしり書いて長くて、逆に長すぎると伝わりにくいのではないかとということで、枝葉を落としてほしいというので、後で意見を言っていただけのようですが、それも踏まえて検討したいと思います。

225ページの写真です。

青空がたくさん入っているとか、土がたくさんとか、写真の見え方は工夫できるかどうかも含めて検討させていただければと思います。

それから、渡部委員の方からは新幹線とか高規格道路の整備とかがあったからこそ、地方にいろいろな水産業関係の取組も活発化してという、その背景事情を書いてほしいということで、どこに書くのかも含めて、余り白書の分量の多くはできないですが、書けるかどうかも含めて検討させてください。書ける場所も含めて、なかなか分量は多くできないですが、コンパクトに書けるのであれば書きたいと思いますので、検討させていただきたいと思います。

それから、武井委員から44ページの地域外、地域内外は内外にしたいと思います。

それから、62ページです。

肉食についての記述もしてほしいという、ちょっとどういうふうに書けるかも含めて、ちょっと長く、あまり分量を増やせないんですが、記述できるかどうかも含めて検討させてください。どこまで書けるか、検討したいと思います。

あと細谷委員から、蓄養のところは後で別の者からお答えしたいと思います。

水産エコラベルの流通、どのぐらいの流通全体の何パーセントなのかというのは手元に数字がないので、それも調べて検討させてください。調べて書けるならば書いてみようとは思っています。

あとは企画の在り方、参入しやすいとか、継続を応援する施策が必要というのは、施策の内容の話なので、ちょっとそこは御要望ということでお聞きしたいと思いますので、御要望は承りました。議事録に残します。

窪川委員から、42ページのガイドライン、これは計画課長の方から、もう決まったものなので変えられないと思いますけれども、補足があればしてもらおうと思います。

54ページの切り身というのが恣意的ではないかという話で、そういうふうな意見も言われたので、検討はしますが、ファクトだけという意味でいうと、平成元年頃には、イカ、エビが上位でしたけれども、近年はサケ、マグロ、ブリが上位を占めるようになりました、でよいと思うので、「切り身の状態で売られることが多い」というのは削る方向ですけれども、検討したいと思います。

107ページで、水産高校の記述があるが、水産大学校はというところですが、新規就業施策は企画課が担当なんです、正直言いますと、漁業に新規就業する入口という意味でいうと、漁業に就業される方は、水産高校も数としては結構少ないです。水産高校を卒業する中で、割合としては少ないですけれども、それでも水産高校から漁業に就業される方はいらっしゃるし、それを応援しているというのでここに書いているんですけど、水産大学校となるとなかなか現実的には漁業に就業する入口としてはそんなに大きくないところなので我々としてはより漁業に進んでもらえるところという意味で水産高校というのを重視していて、108ページに書いているような、漁業ガイダンスというのを大日本水産会さんとも連携しながらやっているというので書いていて、なかなか漁業就業の送り出し元として水産大学校というのは位置付けにくいのが現状ですので、書きにくいなと思っています。

133ページとかで、水研機構、URLを入れるというのは工夫したいと思います。水研機構のURLを入れて、水研機構のどこに飛ぶようにすればいいのか含めて、検討しますが、少なくとも水研機構は何かというのが分かるように、概要ページみたいなところには飛べるようにURLを入れるというのは工夫したいと思います。

それから、町野委員から225ページの能登地震の復興のところ、海業は寄与していけるのではということは、与党の国会議員の方からもそういう声は聞いているんですけど、白書では、これはまだ1月1日に発生して、全然これからなので未知数なことまでは書けないなと思っているので、御意見としてはテイクノートして議事録にも残しますけれども、今年度のこの動向編に書くのは難しいということは御容赦いただければと思います。

72ページの機能性表示食品、紅麹サプリの問題があったから記述を落とすというのはなかなか難しいなとは思いますが、担当とも相談しますが、水産庁ウェブサイトではという

ことを入れるのか落とすのかも含めて、ちょっと紅麴サブリの話を受けて、このままでいいのかしらという問題提起だと受け止めて担当と検討したいと思います。

場合によっては、このままになるかもしれませんが、意見を受け止めて検討したいと思います。

続いて、波積委員から海業の３ページ、漁港が海業の展開にとって重要な場であることが分かるように、というのは後で担当がしっかりと説明、フォローしてくださると思うんですけれども、海業が必ずしも漁港を活用することだけで成り立つ取組ではなくて、多様な取組なので、漁港を活用せずともできるんだというところがあるので、あえてここは入れてなくて、後の方では当然ながら漁港の遊休の場、要は使っていない場所を活用して行うというのも、それも大いにやっていかなければいけないところで、そういうのは後の方で書いているんですけれども、必ずしも漁港の余っている施設とか余っている場所を使うだけが海業の取組の前提ではないので、あえてそこは入れてないというふうに理解しているんですが、補足があると思いますが、そういうふうに思ってあえて漁港というのは入れてないというのが現状で考えています。

それから、関義文委員の意見で、水産の動向編をどういう形で公表しているのかというのはホームページでも載せていますし、冊子にして、白書は余り見ないかもしれないですけども売っています。表紙もきれいにして。水産だけじゃなくて、食料・農業・農村白書とか各省の白書も売っています。刊行物を扱っているところでは売っているんです。

一方で概要はおっしゃったように関係団体とか議員の先生とかに説明するときに、白書本体で説明するのは難しいので、概要で説明するというように、対外的に簡易なもので短時間で説明しやすくするために概要を作っているというのが正しいです。また、おっしゃられた、読んだ方の意見、感想をちゃんとテイクノートしているのかというのはその場ではやり取りしているんですけれども、それを踏まえて参考にして活かしてやっているのかと言われたら、すみません、そこまでしてないです。

今後は、本当に有効な意見があれば、そういうところで聞いた意見も翌年度の白書に有効に活用したいと思います。

それから、釜石特別委員からの意見で、113ページです。

漁船の事故で、船が出る前の検査でちゃんと検査していたら防げたのではないかということですけども、ちょっと後で教えてください。というのはこれはきちんとエビデンスがあって客観的に書くところなので今日聞いてそれを反映するのは難しいと思っています。

先ほど言われた話を聞いて、ちゃんとしかるべきところでもお墨付きをもらって、それがちゃんと確認できたら白書じゃなくて、きちんと公表もしますし、その前提で来年度の白書できちんと書きますよというのは言えるんですけども、今年の白書で書くにはエビデンスの確認等が難しいと思うので、後でまたきちんと我々の事務方も交えてお聞きして、しっかりとエビデンスを確認の上、対応したいと思います。

これは御要望というふうに受け止めたいと思います。神津島の事例も分かっているんですけども、書き方ではなくて中身の話だと思って、御要望を聞いてちゃんとそれをフォローして来年度の白書で対応したいと思います。

それから、154から155ページで、大和堆以外も取締りの強化しているじゃないかと、書いてないのは理由があるのかという話は、後で資源管理部長の方からフォローします。

オンラインの関いずみ委員から海業を誰が担うのか不明瞭というのは、後でフォローしてもらえますと思いますが、いろいろなパターンがあるので、一義的に言えないから結果としてはっきりしてないですけども、逆に言うと漁協であったり、自治体、市町村であったり、誰が中心になったとしても結局ほかの関係者、さらには地域外の人も含めて巻き込んで、それぞれがそれぞれの地域で役割分担は違ってくるんですけども、それぞれの地域で役割分担をしっかりと決めて、それぞれの地域でやっていくということなので、その地域、地域で違っているということからすると、なかなか担い手は誰なのかと書けないということだけは、私はそう理解していて、御理解いただければと思います。フォローは後であると思います。

それから、10ページの上と下の関係ですけども、これは関いずみ委員がおっしゃられたように、二つ言われた方の後の方なんですけれども、上の方の具体的内容を写真付きで示したのが下なんですけれども、おっしゃられたので上と下で、言葉が微妙に違っているというがあるので、そこが分かりにくい原因になっているということであれば、合わせる方向も考えたいと思いますけれども、一応現時点ではあるものを流用したので上の具体的な内容を写真付きで示したのが下だということでもあります。工夫できるかどうかは検討させていただければと思います。

あと49ページで、海業の推進に取り組む地区が54地区決定していますが、その内容が分からないのでURLを付けてというのは、付けたいと思います。

それから、佐々木ひろこ委員から96ページ、給餌養殖と無給餌養殖が、専門用語では難しく分かりにくいのでと、1個しか注がないですけれども、2個目、給餌養殖と無給餌養殖が何なのかというのは注記したいと思います。

それから、95ページのペルーのカタクチイワシの不漁うんぬんというのは後でフォローしてもらおうと思います。

それから、6年度において講じようとする施策の方ですけれども、町野委員から13ページの水福連携、出ていますけどという話ですけれども、確かに分かりにくいですね。農福連携の水産版だろうと察しが付くだろうとは私は思っちゃうんですけど、それはあくまでも役所の勝手な推測で言葉がまだ人口に膾炙されてないなと思うので、水福連携の括弧書きか何かで書きたいと思います。

あと当然ながら、優良事例を収集・展開しますとっていて、しっかりとそれは紹介、発信していきたいです。紹介できるのであれば企画部会とかでも紹介できるようにしていきたいので、白書とかでも取り上げられるものになれば取り上げていきたいと思います。

それから、井出委員からマーケットインで、プロダクトアウトとの違いとか、注釈を入れてというのは、後で担当の方からフォローがあるかもしれませんが、注釈を入れられるようなら入れたいなと思っています。

それから、15ページ、SNS等の媒体を通じて、発信していくみたいなことが書いてあるのに、全然更新してないじゃないかというお叱りと思っています。更新しているかどうかも含めて未確認ではありますが、更新してないなら削るべきというのは厳しく受け止めてちゃんと更新するようにしたいと思います。

これは施策を講じようなので、更新をちゃんとする前提で書きたいなと思うんですけども、それも含めて担当の方に確認の上、しっかりと更新して、ここの記述が嘘をついてないというようになるようにしたいと思います。

それから、14ページの外国人材、右側のエです。「外国人材に過度に依存しない生産体制を構築するため」というところの記述の書き方です。言い方が不適切ではないかということだと思います。もう少しニュートラルな表現ができないかということで検討したいと思います。

それから、前田委員がおっしゃられたことは御要望ということで、施策の記述はこれでいいとおっしゃられたので、御要望はしっかりと議事録にも残して、担当の方にもつないでいきたいと思います。

私の方からは以上です。

○増殖推進部長 増殖推進部長の坂と申します。

細谷委員からの71ページ、72ページ、養殖の関係で御質問を頂きました。もし質問の趣旨を取り違えていればお詫びして、改めて御説明させていただきたいのですが、一つ目が蓄養との関係で、蓄養を省く養殖が実態としてあるのかないのか、そういう御趣旨の御質問でしょうか。

○細谷委員 貝類だけであれば、今問題は解決していると思うんですが、貝類以外のものというのは同じように蓄養が必要なものがあるのかどうか、既にもうそれは省かれているのかどうか。

○増殖推進部長 きちんと統計があるわけではないんですけれども、一つ例として承知しているのは、魚類などを港から船に乗せて運ぶために本来の養殖生け簀から港まで運ぶ際、船が出るまで少し時間があるので、港の中で一時的に生け簀とは言わないのかもしれませんが、入れ物にまとめて置いておく期間を蓄養と呼んでいると、そういうような実態があると聞いています。事例として養殖というのは貝以外でもあるものと承知しております。

その期間についても原産地表示上についてはそのルールに従って、養殖の期間というのには算定しないものと承知しております。

それから、二つ目でございます。家畜のように殺処分する事例があるのかないのか、これも実態としてそういうのがあるのかという御質問でよろしゅうございますか。

例えば、鳥ですとインフルエンザとか、牛だと口蹄疫とか、大々的にその地域全体の家畜全部を殺処分するような事例をときどき畜産の世界で耳にいたしますけれども、魚類では私が今の役職になってからは地域の養殖が全滅するような大きな魚病は発生していないと承知しておりますが、ただ個別の養殖業者さんにお伺いすると、やはり医薬品は常に必要だということですので、裏返して言うと、もっと小さい規模、例えば1個の生け簀といった、小さい単位であれば病気というのは事例としては発生している、ただ大々的に地域の養殖魚が全滅するような大きなものというのは少なくともここ1年ばかりは承知しておりませんので、そういう意味では発生していないと思います。

実際にもしそういうものが発生したとするならば、養殖業者さんの御判断でほかの生け簀に病気が拡大しないうちに水から上げてその魚は処分するという形で対応しているというのは承知しているところでございます。

それから、前田委員から養殖業の実態について御意見を頂きました。餌が高い話とか赤潮が西日本で発生して魚類が死んでいる話とか、ブリの価格が上がらない話などを伺いましたが、水産庁もよく伺っておりますので、現場の声も踏まえながら、成長産業化という旗は掲げていきたいと思います。

そのような現場が困っている事情については、例えば今回の「令和6年度に講じようとする水産施策（案）」の資料では、もしものときの備えの施策として、9ページの右下からなんですけれども、幾つか経営安定対策のメニューとして記載してありますので、こういったもので支えさせていただければと思っておりますので、御参照いただければと思います。今後ともよろしくお願いします。

○資源管理部長 資源管理部長でございます。

まず、釜石委員の方から154ページ、155ページの外国漁船の監視・取締りのところで御意見を頂きました。

155ページに大和堆周辺での取締りの強化について書かれているわけですが、それ以外、オホーツク海ですとか九州、東シナ海の方でもしっかりやられているのではないかと御意見でございました。

こちらは、記述については基本的に154ページの最初の部分から、これがいわゆるオホーツク海ですとか西の方も含めた山陰とか、そっちも含めた形での外国漁船の対策全般について書かれているということで、155ページの上のグラフにおいては、例えばロシア船、台湾船といった形、あるいは韓国漁船の数字もお示ししているところでございます。

そういった中で、大和堆だけ特出しでということですが、こちらは155ページ、真ん中から下のところの記述を見ていただければと思いますけれども、この大和堆の問題については、2行目にありますが、「我が国漁業者の安全操業の妨げにもなっており」と書かれておりまして、極めて問題となっておりますと書いてございます。

すなわち、単なる違法操業のみならず、我が国国民の生命、財産にも、事故等が起れば悪影響を及ぼし得るということで、特に問題視して書かせていただいているという、これは全体のページ数等のこともございまして、我々、特に資源管理部として、ほかの海域の取締りについて重要視していないということではございませんで、ほかの海域に配備している取締船に乗っている監督官等も強い使命感を持って取り組んでいるところでございますので、そういったところに対しても重視すべきという御意見については我々として非常

に有り難く思っているところでございますが、全体的なバランスの問題として、こういう記述にさせていただいているということでございます。

続きまして、佐々木ひろこ委員から95ページの、餌の価格との関係で、「ペルーカタクチイワシの不漁等により」というので、禁漁もされているということで、そちらについては場合によっては禁漁みたいなこともしっかりやるというのを、今後国内的に資源管理をしっかりとっていく上で書いた方がいいんじゃないかというような御指摘だったと理解しております。

現行の文案ですと、「不漁等により」という「等」に禁漁も含み得るという解釈かと思えますけれども、一方でその後、「価格は大きく変動してきました」ということで、要は中長期的な傾向に影響を及ぼし得るものとしてペルーカタクチイワシの不漁等と書かれていると。禁漁というのはかなりスポット的というか、中長期的な傾向ということで、「不漁等」という文言にしているかと思えます。

さらに次のパラグラフを見ていただきますと、14行目ですか、「春から発生したエルニーニョ現象やペルーにおけるアンチョベータの減産等により、」ということで、こちらについては「減産」というのが「不漁」とは異なる文言を使っております、こちらは管理として減らしていますという趣旨で、こういった記述もあるということで御理解をいただければというふうに考えております。

前田委員の方から遊漁船の管理について御指摘がございました。こちらは文案についてどうこうという御意見ではございませんでしたけれども、前々回の企画部会でも前田委員、その他何名かの委員から遊漁船の管理、プレジャーボートも含めて頂いたというふうに記憶しております。

前田委員がおっしゃったように、我々が目指すべき方向性として「漁業と一貫性のある管理」ということで、この3月に作成しました新しい資源管理のロードマップ、142ページの方に掲載してございますが、こちらにおいても令和5年度までのロードマップでは遊漁に関する項目はなかったんですけども、今回作成したものについてはこの142ページの下から二つ目の大きな項目で、遊漁の管理の推進ということで、こちらについてはクロマグロとそれ以外に分けて今後しっかり進めていきますということを書かせていただいているところでございます。

また、プレジャーボート等、いろいろと漁業者と遊漁船業を兼業されている方々はそれなりに対応されているということですが、そうじゃない方々が、というところについても御意見を頂きました。

これについては、関連する記述としては、48ページ、49ページ、資料2のところに書かせていただいておりますが、遊漁船業の適正化に関する法律を改正しまして、こちらは具体的には49ページの方になりますけれども、この遊漁と漁業との間の競合等によるトラブルということで、この遊漁船業法の改正によりまして、新たに都道府県知事が地域の遊漁船業者、あるいは漁協等を構成員とする協議会を組織できる制度を創設して、この仕組みを活用してルールづくり等を推進していくということでございます。

国としては、一応こういう入れ物、制度は作ったということで、あと中身については基本的には都道府県、各地域の状況あるいは事情に応じてやっていただいくということかと思っておりますけれども、その中で水産庁としても都道府県等なりから相談がある場合も含めて、しかるべく指導、助言等を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○計画課長 水産庁の計画課長の中村です。

幾つか企画課長がお答え申し上げましたけれども補足をさせていただきたいと思っております。

まず、武井委員がおっしゃった45ページの地域住民、ここに漁村を担う人、こういうふうに広げて書けばいかかという御質問と思っております。

ここは地域住民が主体的な意識を持つということで、特定の人というよりむしろ地域の若者もそうですし、水産業界の方もそうです。そして、U I J ターンをした方、こういった全体が意識を高めて持っていただきたいという趣旨から全体として記述しているつもりでございます。

あとは窪川委員から、私の捉え方が間違っていたらすみません、42ページ、案のままかということでありました。これは先ほど説明がありましたようにガイドラインを策定してもう公表しているものです。仮にここの内容で少し見直した方がいいという御意見であれば、我々実直に受け止めたいと思っております。

あとは町野委員からおっしゃっていただいた225ページの被災地の話ですが、海業によるものを加えて創造的な復興といいますか、そういったらどうかという御趣旨だと思います。これは復興をするに当たりまして、地元の御意見を踏まえた将来ビジョン、こういった

たものをお作りになられた上で我々はバックアップ、支援させていただくという立場にあります。

ですので、事実関係を今回書いたということでありまして、将来のそういったビジョンを今からお決めになるのは石川県、地元の市町のお考えだろうというふうに思っています。

具体的にいいますと、3月末に県の方で協議会が立ち上がりました。そこでどうやって復興していきましょうという話が始められたところです。これについて我々は例えばこういった案があるのではないですかとか選択肢を提示することとしておりますので、そういったところでの側面支援はしていきたいと考えています。

あとは波積委員がおっしゃっていただいた3ページの漁港の話です。しっかり理解していただいてありがとうございます。場として展開されているので、漁港も加えたらどうだということでもございました。あくまで漁港というのは場の手段、その場を使っていく、そういった有効活用としての手段としてあり得ますということで、後段に法改正して御提示させていただきました。

ですので、幅広く捉えていただきたいということもありまして、あまりそういった個々の場とか、こういった手段という限定をこの定義なり意義付けのところで書かない方がいいのではないかという趣旨もありまして、このように書いた次第でございます。

続きまして、関いずみ委員の方からおっしゃっていただきましたが、これもまた3ページの話であります。主体が不明確ではないかということでありました。これはやはりいろいろな形があると思います。漁業者主体、例えば外部の方主体、民間主体、NPO主体、行政主体、いろいろな形があろうと思います。ですので、皆さんいろいろな形があって、いろいろなやり方がありますという趣旨を持って、後段にかなりの事例を紹介させていただいています。

この事例があるのはいろいろな形があるということですが、いろいろな地域の考え方もおありだということで、むしろ決まってないということで広く受け入れたいという趣旨がございます。

いずれにしても再考したいと思いますけれども、今の書きぶりはそういった趣旨であります。

最後になります。前田委員がおっしゃっていたプレジャーボート関係です。このプレジャーボート関係は勝手につないでとか、あとはトラブルがあるということもおっしゃっていただいております。

この点につきましては、関係省庁、例えば国土交通省と我々が一緒になって議論しております。今回、例えば県をまたいで対策をしなければいけないとか、あとは管理者がきちんとルールを作って徹底しなければいけない、意識啓発もそうです。そういった問題に対してこういった策を作りましょうという対処方針を作りまして、プレスしたところです。これは3月にしました。ですので、地域と一体となってやらなければいけないと思っておりますので、国としても地方自治体と共に歩んでまいりたいと思います。

例えば、漁港の空いた水域があるのであれば、漁業者とトラブルにならない前提で合意を持った前提でそこに収容するとか、そういった策もあると考えておりますので、そういったものを進めていきたいと考えております。

以上です。

○佐々木部会長　ありがとうございます。

○漁政部長　漁政部長でございます。

武井委員から御意見のありました62ページの「さかなの日」の件でございますが、内食における消費拡大、あるいは問題点についての御指摘かと思えますけれども、ちょっと私どもの方、コメントの真意がうまく取れてなかったと思えますので、もう一度ちょっと教えていただけますでしょうか。

○武井委員　日本の国内の市場規模、内食が64兆、外食が20兆、中食が12兆というざっくり調べたんですが、やはり家庭で食べる割合というのが多いと思います。市場規模の金額の上でも。にもかかわらずこの魚の消費拡大に向けた取組の中に外食産業の方とかが入っていますし、あと中食の産業の方とかも入っているんですけれども、家庭層の消費拡大に向けた取組というのがちょっと見えてこないなと思まして、その記述を何か書いてもらえないだろうかという思いがあります。

○漁政部長　分かりました。この「さかなの日」のメンバーの中でそういった方がいらっしゃるかどうかちょっと調べてみたいと思います。

そういう意味で内食についての対応につきましては、64ページ以降に記載がございまして、例えば「もっと美味しく！もっと楽しく！「さかなの日」の取組」ということで、いわゆる魚料理に関する情報発信ということで、料理のレシピの特集をウェブサイトで組むとか、そういった形で家庭でも取り組みやすいような形の紹介をしたりしております。

また、65ページにも消費者のニーズに合わせた商品提供ということで、やはり62ページの上の方にあります料理をすることが嫌いな理由に、骨を取るのが面倒であるとか、そう

いったようなことが書いてございますので、そういったものに応えるような魚の調理自体が煩雑であるとか、下処理に時間がかかる、こういったものに対応したような商品づくりとか、そういったことを紹介させていただいておりまして、次の66ページにも具体的な事例というのを入れさせていただいているところであります。

○佐々木部会長 御回答ありがとうございました。

時間も来ておりますし、委員、特別委員の皆様からの御質問も大体出そろったようですので、御質疑はこの辺で終了したいと思います。

資料2の「令和5年度水産の動向（案）」、資料3の「令和5年度水産施策（案）」、資料4の「令和6年度水産施策（案）」及び資料5の「令和5年度水産白書概要版（案）」については、本日皆様から頂いた御意見を踏まえまして、事務局で再修正等していただきまして、最終案の答申につきましては、部会長である私に一任していただくという形をとらせていただきたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

○釜石特別委員 最後の方の講じようとする施策のところの14ページのくだり、一つだけちょっとお話しさせてください。

生産性の向上と外国人材の活用の部分でございます。「外国人材に過度に依存しない生産体制を構築するため」という表記があったので、私は何の意見も述べませんでしたけれども、こちらはやはり理由があって記述していただいているというふうに認識しております。

過去に外国人材に過度に依存したために今、就業者、日本人が入ってこないこともこれまでの企画部会の議事録を見ていただければ分かると思いますので、あえてここで申し上げます。

それから、新型コロナウイルスで外国人材が来なかったがために廃業に追い込まれた企業さんもありましたので、あえてここで過度に依存しないということで記述をしていただいているという認識でございますので、その1点だけ申し述べさせていただきたいと思います。

○佐々木部会長 ありがとうございます。

では、今の御意見も踏まえまして、事務局で最終案を作成していただきまして、私に一任という形でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○佐々木部会長　ありがとうございます。

では、この辺で本件の質疑は終了とさせていただきたいと思います。

ほかに事務局から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

○企画課長　本日は長時間にわたりまして、御審議いただきまして、お疲れさまでした。

ありがとうございました。

今後のスケジュールなんですけれども、諮問事項になっています「令和6年度水産施策」いわゆる講じようとする施策について、諮問事項ではないですけれども、「令和5年度水産の動向」と合わせて全体として5月下旬から6月上旬頃の閣議決定、国会への提出という予定で手続を進めさせていただきたいと思います。

ちょっと時間が空いているのは、閣議決定して国会に提出するものなので間違いがあつてはならないということとしっかりとチェックした上でということと若干時間を取らせてもらっています。

委員の皆様方におかれましては非常に御多忙の折り、水産白書の作成等に当たりまして、これまで数回にわたる御審議を頂きまして、貴重な御助言、御指導を賜りまして誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

事務局からは以上です。

○佐々木部会長　ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の企画部会を終了いたします。

長時間にわたりまして誠にありがとうございました。